

# 神奈川大学生生活協同組合定款

## 第一章 総 則

### (目的)

この生活協同組合（以下「組合」という）は協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的、経済的改善向上を図ることを目的とする。

### (名称)

この組合は、神奈川大学生生活協同組合という。

### (事業)

この組合は第一条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- ・ 組合員の生活に必要な物資を購入し、これを加工し、もしくは加工しないてまたはこれを生産して組合員に供給する事業
- ・ 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- ・ 組合員のための旅行業法に基づく旅行事業
- ・ 組合員のための自動車運送取り扱いの事業
- ・ 組合員の必要な貸問、下宿等を斡旋する事業
- ・ 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- ・ 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- ・ 組合員の生活の共済を図る事業
- ・ 前各号の事業に付帯する事業

### (区域)

この組合の区域は学校法人神奈川大学の職域とする。

### (事務所の所在地)

この組合は事務所を横浜市におく。

## 第二章 組 合 員

### (組合員の資格)

- 一 この組合の区域内に通学又は通勤する者は、この組合の組合員となることができる。
- 二 この組合の区域の付近に住所を有するものでこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

### (加入の申込み)

- 一 前条一項に規定する者は、組合員になるうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添えこれを組合に提出しなければならない。
- 二 この組合は前項の申込みを拒んではならない。ただしその申込みを拒むことについて、理事会で正当な理由があると議決した場合はこの限りでない。

### 第七条

- 三 この組合は、前条第一項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
- 四 第一項の申込みをした者は、第二項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第一項の申込みを受理したときに組合員となる。
- 五 この組合は、組合員となつた者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

### (加入承認の申請)

第八条 一 第六条第二項に規定する者は、組合員とならうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書がこの組合に提出しなければならない。

二 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

三 前項の通知を受けたものは、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

四 第一項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

五 この組合は、組合員となつた者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

### (届出の義務)

### 第九条

組合員は組合員たる資格を喪失したとき、またはその氏名もしくは住所を変更したときは、すみやかにその旨を届出なければならない。

### (自由脱退)

### 第十条

組合員は事業年度の末日の九十日前までにこの組合に予告し当該事業年度の終りにおいて脱退することができる。

### (法定脱退)

### 第十一条

組合員は次の事由によつて脱退する。  
一 組合員たる資格の喪失  
二 死亡  
三 除名

### (除 名)

### 第十二条

一 この組合は組合員が次の各号のいずれかに該当するときは総代会の議決を経て除名することができる。  
二 一年間この組合の事業または施設を全く利用しないとき。  
三 出資の払込み、過怠金の納付、供給物資の代金または利用料金の支払いを怠り催告をつけてもその義務を履行しないとき。  
四 この組合の事業を妨げまたは信用を失わせる行為をしたとき。

二 前項の場合において組合は総代会の会日の五日前までに除名しようとする者にその旨を通知し、かつ総代会において弁明する機会を与えなければならない。

三 この組合は除名の議決があつたときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにしてその旨を通知するものとする。

### (脱退組合員の払いもどし請求権)

### 第十三条

一 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込出資額の払いもどしを請求することができる。

一 第十條の規定による脱退または第十一條第一号もしくは第二号の事由による場合は、その払込出資額に相当する額。

二 第十一條第三項の事由による脱退の場合は、その払込出資額の二分の一に相当する額。

三 この組合は脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払いもどしを停止することができる。

四 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもつてその債務を完済するに足らないときは、第一項の払戻しを行わない。

### (出 資)

### 第十四条

一 組合員は出資一口以上を有しなければならない。  
二 一組合員の有することのできる出資口数の限

度は組合員の総出資口数の四分の一とする。  
三 組合員は出資金額の払込みについて相殺をもつて組合に対抗することができない。

(出資一口の金額及びその払込方法)

第十五条 出資一口の金額は一、五〇〇円とし金額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第十六条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第十七条 一 組合員はやむを得ない理由があるときは事業年度の末日の九十日前までに減少しようとする出資口数を組合に予告し当該事業年度の終りにおいて出資口数を減少することができる。  
二 組合員はその出資口数が組合員の総出資口数の四分の一をこえたときは、四分の一以下に達するまで、その出資口数を減少しなければならない。

三 出資口数を減少した組合員は、減少した口数に応ずる払込済出資額の払いもどしを請求することができる。

### 第三章 役職員

(役員)

第十八条 この組合に次の役員をおく。

邊 理事 十七人以上二十二人以内  
種 監事 三人以上五人以内

(役員選挙)

第十九条 一 役員は役員選挙等に関する規約(以下「選挙規約」という)の定めるところにより総代会において組合員のうちから選挙する。  
二 特別の事由があるときは理事の定数の五分の一以内のものを組合員以外のもののうちから選挙することができる。

(役員補充)

第二十条 理事または監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、選挙規約の定めるところにより一ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第二十一条 一 役員任期は、二年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。  
二 補欠役員任期は前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

三 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第一項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

四 役員が任期満了又は辞任によつて退任した場合において役員数がその定員を欠くにいたつたときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての職務を行うものとする。ただし退任した役員数が定数を欠く数を超える場合には、退任した役員互選により、職務を延長すべき者を選任することができる。

(役員兼職禁止)

第二十二条 監事は次の者と兼ねてはならない。

(一) 組合の理事又は使用人

(二) 組合の子会社又は関連会社の取締役又は使用人

(役員責任)

第二十三条 一 役員は法令、法令に基づいてする行政庁の

処分、定款、規約及び総代会の議決をまもり、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

二 理事又は監事がその任務を怠り、この組合に損害を与えた場合は、その理事又は監事は、それぞれこの組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

三 理事が、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は欠損金処理案及び附属明細書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたとき並びに監事が監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をしたときであつてこの組合に損害を与えた場合も前項と同様とする。ただし、理事又は監事がその記載、登記若しくは公告をしたことに注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

四 監事が、前二項の規定により、この組合に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、理事もその責めに任ずべきときは、その監事及び理事は、これを連帯債務者とする。

(役員解任)

第二十四条

一 役員は総代の五分の一以上の請求により任期中でも総代会において解任することができる。  
二 前項の規定による請求には、解任の理由を記載した書面を組合に提出しなければならない。

三 この組合は、前項の規定による書面の提出があつたときは総代会の会日の十日前までに、その役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第二十五条

一 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決を持つて定める。  
二 前項の報酬の算定方法については、規定を持つて定める。

(理事長及び専務理事)

第二十六条

一 理事は理事長一人及び専務理事一人を理事会において互選する。  
二 理事長は理事会の決定に従つて、この組合の業務を処理し、この組合を代表す。

三 専務理事は理事長を補佐し、この組合の業務を執行し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

四 理事は理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従つてその職務を代行する。

(理事会)

第二十七条

一 理事会は理事をもつて組織する。  
二 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

三 理事会は理事長が招集する。  
四 理事長は理事が三分の一以上または監事が全員の同意を得て会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から七日以内に理事会を招集しなければならない。

五 前項の場合において、理事長が理事会を招集しないときは、理事会の召集を請求した当該理事又は監事は理事会を招集することができる。  
六 理事は三月に一回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

七 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規

則で定める。

(理事会召集手続)

- 第二十八条 一 理事会の招集は、その理事会の日の一週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
- 二 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで開くことができる。

(理事会の決議事項)

- 第二十九条 この定款に特別の定めのあるもののほか、次の事項については理事会の決議を経なければならない。
- 一 この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項。
- 二 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項。

- ・ この組合の財産及び業務の執行のための手続その他組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止。
- ・ 取引金融機関の決定。
- ・ 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項。

(理事会の成立要件)

- 第三十条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(理事会の議決方法)

- 第三十一条 一 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 二 理事会の議長は、理事会のつど出席した理事のうちから選任する。
- 三 議長は理事として理事会の議決に加わる権利を有しない。
- 四 第一項の議決に特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。
- 五 理事会において、議決する場合には、議長は第一項の出席した理事の数に、前項に規定する理事はその議事に関して第一項の出席した理事の数に算入しない。

(理事会の議事録)

- 第三十二条 一 議長及び理事会において選任した理事二人は、理事会の議事について議事録を作成し、これに署名又は記入押印し、その写しを出席した各理事に送付しなければならない。
- 二 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (一) 開催の日時及び場所
- (二) 出席した理事及び監事の氏名
- (三) 議事の経過の要領
- (四) 議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数ならびに反対した理事の氏名)
- 三 理事は、第一項の議事録を十年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(書面による理事会への出席)

- 第三十三条 一 理事は理事会の議案として、あらかじめ通知のあった事項について、書面をもって議決権及び選挙権を行なうことができる。
- 二 前項の規定により議決権または選挙権を行なう者は出席者とみなす。
- 三 第一項の規定により議決権または選挙権を行なう者は理事会の議案としてあらかじめ通知のあ

つた事項について、その賛否または選任しようとする理事長もしくは専務理事の氏名を記載した書面に署名又は記名押印したものを封筒に封入し、理事会の開会までに理事長に提出しなければならない。

(理事の競業禁止義務)

- 第三十四条 一 理事が、自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引を行うには、理事会においてその取引についての重要な事実を開示してその承認を受けなければならない。
- 二 前項の取引を行った理事は、遅滞なくその取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(定款の備えつけ及び書類の提出)

第三十五条

- 一 理事は定款、規約、総代会の議事録、組合員名簿、その他組合の財産及び業務の執行について重要な事項を記載した書類を事務所に備えておかなければならない。
- 二 前項の規定による組合員名簿には、各組合員の氏名、住所、加入年月日、出資口数並びに払込済出資額及びその払込み年月日を記載しなければならない。
- 三 理事は通常総代会の会日の七日前までに事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案または欠損金処理案を監事に提出し、かつこれらを事務所に備えておかなければならない。
- 四 前項の規定による事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 組合員の数及び出資口数及びその金額ならびにその増減
- 二 役員、職員等の組織の状況
- 三 三年間における組合の事業及び財産の概況
- 四 事業の状況
- 五 当該事業年度における事業の種類ごとの実績
- 六 設備投資の状況
- 七 子会社等の概況及び決算の状況
- 八 総代会の議決
- 九 その他必要な事項
- 五 第三項に規定する附属明細書には、次の事項を記載する。

- (一) 資本及び借入金の状況
- (二) 固定資産等の状況
- (三) 担保権の設定及び保証債務の状況
- (四) 各種引当金の状況
- (五) 子会社等との取引の明細並びに債権及び債務の状況
- (六) 組合と役員間における取引の状況
- (七) 役員報酬の状況
- (八) 事業経費の明細
- (九) 事業の種類ごとの損益の明細
- (十) その他重要な事項
- 六 組合員及びこの組合の債権者は、第一項及び第三項の書類の閲覧を求めることができる。ただし、この組合は、正当な理由がある場合には、当該閲覧を拒否することができる。
- 七 理事は第三項の書類を総代会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(監事による監査)

- 第三十六条 一 監事は毎事業年度二回以上組合の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければならない。
- 二 監事は前項の監査を行なったときは、意見を

付した監査報告書を作成し、総代会に報告しなければならぬ。

三 監事は第一項の監査を行なったとき及び必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

四 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行ない、総代会の承認をつけるものとする。

(監事による調査)

第三十七条 一 前条第一項に定めるほか、監事は、いつでも理事及びその組合の職員に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産を調査することができる。

二 監事は、前項の調査の結果、理事又は組合の職員が組合の目的の範囲内でない行為その他法令若しくは定款に違反する行為を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、理事会にこれを報告しなければならぬ。

三 前項の場合において必要があるときは、監事は理事会の招集を請求することができる。

四 第二十九条第五項の規定は、前項の請求があった場合これを準用する。

五 監事は、第二項の報告にもかかわらず、理事会が適正な措置を採らないと認めるときは、総代会に報告しなければならぬ。

(理事の報告義務)

第三十八条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならぬ。

(組合員の調査請求)

第三十九条 一 組合員は、総組合員の一〇〇分の三以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

二 監事は、前項の請求があったときは、第三十九条第一項の調査を行わなければならない。

(顧問)

第四十条

一 この組合に顧問をおくことができる。

二 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

三 顧問は、この組合の業務の執行に関し理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第四十一条

一 この組合の職員は理事長が任免する。

二 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は規則で定める。

## 第四章 総会及び総代会

(総代会の設置)

第四十二条 この組合は総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第四十三条 総代の定数は百人以上百五十人以内とする。

(総代の選挙)

第四十四条 総代は、選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第四十五条 総代が欠けた場合における補充については選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第四十六条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第四十七条 一 総代の任期は一年とする。ただし再選を妨

げない。

二 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任任期とする。

三 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまではその職務を行なうものとする。

(総代名簿)

第四十八条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第四十九条 理事は、毎事業年度終了の日から二ヶ月以内に通常総代会を招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第五十条 一 理事は、理事会において総代会招集の議決をしたときは臨時総代会を招集しなければならない。

二 理事は総代がその五分の一以上の同意を得て会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したとき、並びに総代が第二十四条第一項の規定により役員解任を請求したときは、その請求のあった日から二十日以内に、臨時総代会を招集しなければならない。

(監事の総代会招集)

第五十一条 一 理事会の職務を行なう者がいないときは、総代会の招集は監事が行なう。

二 監事は、前条第二項の請求があった場合において理事が正当な理由がないにもかかわらず、総代会招集の手続をしないときは、総代会を招集しなければならない。

三 監事はこの組合の財産の状況または業務の執行について不整の点があることを発見した場合においてこれを総代会に報告する必要があると認めるときは、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第五十二条 総代会の招集は、会日の少なくとも五日前までに、会議の目的とする事項、日時及び場所を書面により総代に通知して行なうものとする。

(総代会の会日の延長)

第五十三条 総代会の会日は、総代会の議決により続行しまたは延期することができる。この場合は前条の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第五十四条 一 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。  
邊 定款の変更  
稗 規約の設定、変更及び廃止  
・ 毎事業年度予算及び事業計画の設定または変更

・ 出資一口の金額の減少

・ 借入金額の最高限度

・ 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び剰余金処分案又は欠損金処理案

・ 連合会及び他の団体への加入または脱退

二 この組合は、第三条各号に掲げる事業を行なうため、必要と認められる他の団体への加入または脱退であつて多額の出資もしくは加入金または会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決により、その範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

三 総代会においては第五十二条の規定により、あらかじめ通知した事項においてのみ議決するも

のとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であつて、軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

#### (総代会の成立要件)

第五十五条 一 総代会は、総代の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。  
二 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事はその総代会の会日から二十日以内にさらに総代会を召集しなければならぬ。この場合には、前項の規定は適用しない。

#### (議決権および選挙権)

第五十六条 一 総代は、その出資口数の多少にかかわらず各一個の議決権及び選挙権を有する。  
二 総代会においてこの組合と総代との関係について議決する場合には、その総代は総代会の議決に加わる権利を有しない。

#### (総代会議決方法)

第五十七条 一 総代会の議事は出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
二 総代会の議長は、総代会において出席した総代のうちから、そのつど選任する。  
三 議長は総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。  
四 総代会において議決をする場合には、議長及び前条第二項に規定する総代はその議決に関して出席した総代の数に算入しない。

#### (総代会の特別議決方法)

第五十八条 次の事項は総代の過半数が出席しその三分の二以上の多数で決しなければならない。  
一 定款の変更  
二 組合員の除名

#### (議決権及び選挙権の書面または代理人による行使)

第五十九条 一 総代は、第五十二条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項について、書面または代理人をもつて議決権及び選挙権を行なうことができる。ただし組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることができない。  
二 前項の規定により議決権または選挙権を行なう者は出席者とみなす。  
三 第一項の規定により書面をもつて議決権又は選挙権を行なう者は、第五十二条の規定により、あらかじめ通知のあつた事項について、その賛否または選挙しようとする役員の氏名を記載した書面に署名又は記名押印したものを封筒に封入し、総代会の開会までに組合に提出しなければならない。  
四 代理人は三人以上の総代を代理することができない。  
五 代理人は代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

#### (組合員の発言権)

第六十条 組合員と同一の世帯に属する者は総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし総代の代理人として総代会に出席した場合を除き議決権及び選挙権を有しない。

#### (総代会の議事録)

第六十一条 総代会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び総代会において選出した総代二人がこれに署名又は記名押印するものとする。

邊 開催の日時及び場所

種 総代の総数及び出席した総代の数

議事の経過の要領

議決した事項及び賛否の数

選任された役員及び氏名

#### (総会の議決事項及び成立要件)

第六十二条 一 この組合の解散及び合併は、総会の議決を経なければならない。

二 前項の議決は組合員の過半数が出席しその三分の二以上の多数で決しなければならない。

#### (総代会の規定の準用)

第六十三条 第五十条、第五十一条及び第二項、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第五十七条並びに第五十九条から第六十一条までの規定は総会に準用する。この場合において、第五十条第二項中「総代会の招集を請求したとき並びに総代が第二十四条第一項の規定により役員解任を請求したときは」とあるのは、「総会の招集を請求したときは」と第五十九条第一項中「組合員」とあるのは「組合員または組合員と同一の世帯に属する者」と同条第四項中三人とあるのは「九人」と、第六十条中「組合員」とあるのは「組合員と同一の世帯に属する者」と読み替えるものとする。

#### (総会及び総代会の運営規約)

第六十四条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関する必要な事項は、総代及び総代会運営規約で定める。

### 第五章 事業の執行

#### (事業の利用)

第六十五条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

#### (事業の品目等)

第六十六条 一 第三条第一号に規定する生活に必要な物資の品目は、文房具、食料品、衣料品、煙草、化粧品、書籍及び運動用品、雑貨品とする。  
二 第三条第二号に規定する生活に有用な協同施設の種類は、理容、喫茶及び食堂の施設とする。  
三 第三条第三号に規定する旅行事業とは、旅行業法に基づく旅行業務の取扱いの事業とする。  
四 第三条第四号に規定する自動車運送取り扱いの事業とは、引越等自動車運送取り扱いの事業とする。  
五 第三条第五号に規定する貸間、下宿等を斡旋する事業とは、宅地建物取引業法に基づく組合員のための貸間、下宿等斡旋の事業とする。  
六 第三条第六号に規定する生活の改善及び文化の向上を図る事業は、自動車学校、写真の斡旋とする。  
七 第三条第八号に規定する組合員の生活の共済を図る事業は、全国大学生生活協同組合連合会が行う共済事業の受託事業とする。

### 第六章 財務

#### (事業年度)

第六十七条 この組合の事業は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

#### (財務処理)

第六十八条 この組合は、この組合の経理に関する規定の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、財務諸表を作成するものとする。

(経理の区分)

第六十九条 この組合は、共済事業と共済事業以外の事業とを区分して経理し、かつ、共済事業については、その事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(収支の明示)

第七十条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第七十一条 この組合は出資総額の二分の一に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の十分の一に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただしこの場合において繰越欠損金があるときは、積立てるべき金額の計算は当該事業年度の剰余金から欠損金のてん補にあてべき金額を控除した額につき行なうものとする。

(教育事業繰越金)

第七十二条

一 この組合は毎事業年度の剰余金の二十分の一に相当する額以上の金額を教育事業繰越金として翌年事業年度に繰り越し、第三条第七号の事業の費用にあてるために支出するものとする。

二 前条第一項ただし書の規定はこの繰越金の計算について準用する。

(剰余金の割りもどし)

第七十三条

この組合は毎事業年度の剰余金について欠損金をてん補し第七十一条第一項の規定による法定準備金として積立てる金額及び前条第一項の規定による教育事業繰越金として繰り越す金額を控除した後になお剰余金があるときは、その剰余金を組合員の組合事業の利用分量または払込んだ出資額に応じて組合員に割りもどすことができる。

(利用分量に応ずる割りもどし)

第七十四条

一 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割りもどし(以下「利用分量割りもどし」という)は各事業年度における組合員の組合事業の(種類別)利用分量に応じて行なう。

二 この組合はその事業を利用する組合員に対し、利用の都度または毎月ごとに利用した事業の(種類別及び)分量を証する領収書(レシート、利用券)を交付するものとする。

三 この組合は、組合員が利用した組合事業の種類ごとの利用分量の総額がこの組合の事業総額の五割以上であると確認した場合でなければ利用分量の割りもどしを行なわない。

四 この組合は利用分量割りもどし金の額について、総代会の議決があつたときはすみやかに(利用分量割戻しを行う事業の種類)利用分量割りもどし金の利用分量に対する割合及び利用分量割りもどし金の請求方法を組合員に通知し、かつ公告するものとする。

五 この組合は、利用分量割りもどしを行なうときは、その割りもどすべき金額に相当する額を利用分量割りもどし引当金として積み立てるものとする。

六 組合員は第四項の通知に基づき利用分量割りもどし金を、この組合に請求しようとするときは、利用分量割りもどしについての議決が行なわれた総代会の終了の日からすみやかに第二項の規定により交付を受けた領収書類を提出しおそくとも六ヶ月以内にこれをしなければならぬ。

七 この組合は、前項の請求があつたときは、第五項の規定による利用分量割りもどし引当金の積立てを行なつた事業年度の翌々事業年度の末日までにその利用分量割りもどし金をとりくずして、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書類によって確認した利用分量に応じ、割りもどし金を支払うものとする。

八 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第六項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があつたとみなして、前項の支払いを行うことができる。

九 この組合が、前二項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由により第七項に定める期間内に支払いを行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

十 この組合は、各事業年度の利用分量割りもどし金のうち前七項に定める期間内に割りもどしを行なうことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割りもどし)

第七十五条

一 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割りもどし(以下「出資配当」という)は各事業年度の終了における組合員の払込出資額に応じて行なう。

二 出資配当の額は、払込出資額につき、年一割以内の額とする。

三 この組合は出資配当を行なうこと及び出資配当の額について総代会の議決が行なわれたときは、すみやかに払込出資額に対する割合及び出資配当の請求方法を組合員に公告するものとする。

四 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行なうことについての議決が行なわれた総代会終了の日からすみやかにこれを行ない、六ヶ月を経過する日までにこれをしなければならぬ。

五 この組合は、前項の請求があつたときは遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

六 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第四項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があつたとみなして、前項の支払いを行うことができる。

七 この組合が、出資配当金の支払いを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由により支払いを行えなかつたときは、第三項に定める総代会の終了の日から二年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第七十六条

前二条の規定による割りもどし金の額を計算する場合において、組合員ごとの割りもどし金の額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第七十七条

この組合は毎事業年度の剰余金について第七十三条の規定により、組合員への割りもどしを行なつた後になお剰余があるときは、その剰余額を任意に積み立てまたは翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金の補てん)

第七十八条 この組合は欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた任意積立金、法定準備金の順にとりくずして補てんにあててゐるものとする。

(投機取引等の禁止)

第七十九条 この組合は、いかなる名義をもつてするを問わずこの組合の資産について投機的運用及び投機取引を行つてはならない。

(組合員に対する情報開示)

第八十条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第七章 解 散

(解 散)

第八十一条 一 この組合は総会の議決による場合のほか、次の事由によつて解散するものとする。  
邊 目的たる事業の不成功  
稗 合併  
・ 破産

行政庁の解散命令

二 この組合は、前項の事由によるほか、第六条第二項の規定による組合員を除いて組合員が二十人未満になつたときは解散する。

三 理事は、この組合が解散したときは、破産による場合を除いて遅滞なく組合員に対して、この旨を通知し、かつ公告しなければならぬ。

(残余財産の処分)

第八十二条 この組合は、合併または破産による解散の場合を除いて、その残余財産を払込済出資額に応じて組合員に分配する。ただし残余財産の処分について総会において別段の議決をしたときはその議決によるものとする。

(合 併)

第八十三条 一 この組合が合併しようとするときは、合併契約書を作成し、総会の承認を受けるものとする。  
二 理事は前項の合併契約書の要領を第五十二条の規定による通知に記載し、かつ、公告しなければならぬ。

三 合併によつて組合を設立する場合においては、総会において組合員のうちから合併によつて設立する組合の設立委員を選任するものとする。

四 第五十八条の規定は本条の第一項の規定による設立委員の選任について準用する。

第八章 雑 則

(公告の方法)

第八十四条 この組合の公告は、この組合の掲示板に掲示して行なう。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第八十五条 一 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知または催告をうける場所を、この組合に通知したときは、その場所にあてて行なう。

二 この組合は、前項規定により通知及び催告を行つた場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第八十六条

この定款及び規約に定められるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は昭和四十五年十一月十三日から施行する。

(成立当時の役員任期)

2 この組合の設立当初における役員任期は、第二十三条第一項の規定にかかわらず創立総会において議決された期間とする。  
ただし、その期間は一年をこえることができない。

(成立後第一期の総代)

3 この組合の成立後、第一期の総代の定数、選挙区、選挙の方法その他総代の選挙に關し必要な事項は第四十三条及び第四十四条の規定にかかわらず理事會において定める。

(設立当初の事業年度)

4 この組合の成立の日の属する事業年度は、第六十五条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から翌年三月三十一日までとする。

一九七〇年十一月十三日

創立總會制定

一九七三年 二月十三日

第 三回總會一部改正

一九七四年 二月 八日

第 五回總會一部改正

一九七八年五月二十七日

第十一回總會一部改正

一九八一年 六月 十四日

第十四回總會一部改正

一九八四年 六月二十三日

第十七回總會一部改正

一九八五年 七月 六日

第十八回總會一部改正

一九八七年 七月 四日

第二十回總會一部改正

一九八九年 六月二十四日

第二十二回總會一部改正

一九九九年 六月十二日

第三十二回總會一部改正

二〇〇三年 六月七日

第三十六回總會一部改正